一般社団法人ジャパン・タックス・インスティチュート　定款

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　当法人は、一般社団法人ジャパン・タックス・インスティチュート（Japan Tax Institute）と称する。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（目的及び事業）

第３条　当法人は、税制・財政政策にかかわる研究者、実務家、企業、政府・自治体の連携により、あるべき税制に係る調査研究及びそれらを踏まえた内外に向けた提言、税制に対する知識の普及等を行い、もって税制抜本改革の推進、合理的な租税制度の確立に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1)税制・財政のあり方に関する調査研究
(2)税制・財政に関する提案及びその推進
(3)海外の税制・財政に関する調査研究
(4)その他税制・財政に関する実務的な論点に関する研究
(5)税制・財政に関わる学会、実務界、経済界の交流
(6)税制・財政に関する機関誌、書籍その他の刊行物（電磁的媒体に記録されたものを含む）の出版又は配信
(7)税制・財政に関する企業、団体、政府、自治体等からの研究の委託
(8)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公　告）

第４条　当法人の公告は官報に掲載する方法による。

第２章　社　員

（入　社）

第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　　社員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第６条　社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２　　社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（社員の資格喪失）
第７条　社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴退社したとき
⑵成年被後見人又は被保佐人になったとき
⑶死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
⑷２年以上会費を滞納したとき
⑸除名されたとき
⑹総社員の同意があったとき

（退　社）
第８条　社員は、いつでも退社することができる。ただし、１ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除　名）
第９条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）
第 10 条　当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（社員総会）
第 11 条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（開催地）
第 12 条　社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招　集）
第 13 条　社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
２　社員総会の招集通知は、会日より５日前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）
第 14 条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）
第 15 条　各社員は、各１個の議決権を有する。

（議　長）
第 16 条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）
第 17 条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　役　員

（員　数）
第 18 条　当法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３名以上１０名以内
(2) 監事　２名以内

（選　任）
第 19 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。
２　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を越えてはならない。
３　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、、理事の総数の３分の１を越えてはならない。監事についても同様とする。

（任　期）
第 20 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、就任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事の選任及び職務権限）
第 21 条　当法人は、代表理事１名を置き、理事の互選により定める。
　２　　代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（監事の職務権限）
第 22 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（役員の報酬等）
第 23 条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）
第 24 条　理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除）
第 25 条　当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第５章　基　金

（基金の拠出）
第 26 条　当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集）
第 27 条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が過半数をもって決定するものとする。

（基金の拠出者の権利）
第 28 条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続）

第 29 条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が過半数をもって決定したところに従って行う。

第６章　計　算

（事業年度）

第 30 条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 31 条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（剰余金の分配の禁止）

第 32 条　当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

（残余財産の帰属）

第 33 条　当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、これを東京都に贈与する。

第７章　付　則

（法令の準拠）

第 34 条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上が、一般社団法人ジャパン・タックス・インスティチュートの定款であることを証明する。

令和２年１２月２５日

代　表　理　事　　森　　信　　茂　　樹